

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社は、譲渡制限株式を発行することはできない。
2. 支配人の代理権が消滅したことは、会社が登記をするべき事項とはされていない。
3. 会社の取引先の役員等は、当該会社の社外監査役となることができない。
4. 法人格否認の法理とは、例外的な状況でその事案に限って会社の法人格の独立性を否定し、会社とその株主等を同一視することで妥当な解決を図る判例法理である。
5. 大会社とは、株主総会において議決権を行使できる株主の数が1000人以上の株式会社である。

第2問 株式又は株主等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が特定の株主に対し、当該株式会社又はその子会社の計算において無償で財産上の利益を供与したときは、当該株式会社は株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定される。
2. 株券発行会社の株式の譲渡は、原則として当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。
3. 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができない。
4. 最高裁判所の判例によれば、正当の事由なくして株式の名義書換請求を拒絶した会社は、その書換のないことを理由としてその譲渡を否認し得ない。
5. 下級審の判例によれば、新株予約権の発行の差止めを定める会社法247条の規定は、新株予約権無償割当てについても類推適用されうる。

第3問 株主総会について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株主による株主総会の招集請求権は、原則として単独株主権である。
2. 株主総会は、株主の全員の同意があったとしても、招集の手続を経ることなく開催することはできない。
3. 株主総会における株主の提案権は、例外的に公開会社にのみ認められている。
4. A株式会社がB株式会社の総株主の議決権の4分の1以上を有する株主である場合には、B株式会社はその有するA株式会社の株式について議決権を有しない。
5. 株主が、株主総会の議事録を閲覧することは、原則として認められていない。

第4問 株式会社の機関又は役員等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社と役員及び会計監査人との関係は、雇用に関する規定に従う。
2. 監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。
3. 公開会社である取締役会設置会社は、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除き、監査役を置かなければならない。
4. 指名委員会等設置会社の取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならず、執行役が1人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとされる。
5. 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

第5問 取締役会設置会社における取締役及び代表取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社を除く）。

1. 被保佐人は、その保佐人の同意を得ている場合であっても、取締役に就任することはできない。
2. 最高裁判所の判例によれば、取締役の忠実義務は善管注意義務とは法的な性質が異なり、より高度な義務であると解されている。
3. 取締役の利益相反取引の規制には、会社が取締役の債務を保証することは含まれない。
4. 取締役会設置会社において役員等賠償責任保険契約（いわゆるD&O保険）の内容の決定をするには、株主総会の決議によらなければならない。
5. 代表取締役が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

第6問 取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社を除く）。

1. 取締役会は、募集社債の総額その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項の決定を取締役に委任することができない。
2. 代表取締役は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。
3. 監査役設置会社において取締役会を招集する者は、原則として取締役会の日の1週間前までに、各取締役及び各監査役に対してその通知を発しなければならない。
4. 取締役会の決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。
5. 特別取締役による取締役会の決議をする場合、すべての特別取締役は社外取締役でなければならない。

第7問 公開会社の監査役及び会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、会社法の監査役の兼任制限の規定により、弁護士の資格を有する監査役が特定の訴訟事件につき会社から委任を受けてその訴訟代理人となることは禁止される。
2. 監査役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
3. 監査役は、取締役会の決議において議決権を有する。
4. 監査役会による監査役の職務の執行に関する事項の決定は、個々の監査役の権限の行使を制約することになる。
5. 会計参与を置く場合、取締役会設置会社においては取締役は定時株主総会の招集の通知に際して、株主に対し会計参与報告を提供しなければならない。

第8問 株式会社の計算及び社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主による会計帳簿の閲覧請求権は、原則として3%以上の議決権等の保有を要する少数株主権である。
2. 株式会社の計算書類には、株主資本等変動計算書も含まれている。
3. 株式会社は、各事業年度に係る臨時計算書類を作成しなければならない。
4. 株式会社は、一定の要件を満たすことにより、中間配当をすることができる。
5. 会社が社債を発行する場合において、各社債の金額が1億円以上であるときは、社債管理者を設置することを要しない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合同会社の社員は、労務をその出資の目的とすることはできない。
2. 未成年者は、持分会社の無限責任社員となることができない。
3. 持分会社は、業務を執行する社員を定款で定めなければならない。
4. すべての持分会社は、各事業年度に係る損益計算書を作成しなければならない。
5. 合名会社には、社債の発行が禁止されている。

第10問 会社の組織再編である会社分割について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 合同会社であっても、会社分割をすることができる。
2. 2以上の株式会社が共同して新設分割をする場合においては、当該2以上の株式会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。
3. 会社分割においては、株主総会の決議を省略できる場合がある。
4. 会社分割によれば、常に完全親子会社に当たる関係が当該会社分割の当事会社の間を生じる。
5. 吸収分割承継株式会社は、原則として効力発生日に吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、()の譲渡等不承認時の買取請求を受けた場合において、譲渡等の承認をしない旨の決定をしたとき、指定買取人を指定することができる。

1. 譲渡制限株式
2. 議決権制限株式
3. 全部取得条項付種類株式
4. 取得請求権付株式
5. 取得条項付株式

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、株式の併合をしようとするときには、その都度、()によって法定の事項を定めなければならない。

1. 社外取締役の決定
2. 取締役の全員一致の決定
3. 取締役会の決議
4. 種類株主総会の決議
5. 株主総会の特別決議

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

法定の場合において、()があるときは、原則として総株主(総会決議事項の全部につき議決権を行使できない株主を除く)の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主又は発行済株式(自己株式を除く)の10分の1以上の数の株式を有する株主は、訴えをもって株式会社の解散を請求することができる(定款に別段の定めはないものとする)。

1. 会社の設立に不法な目的
2. やむを得ない事由
3. 活動目的の違法性
4. 重大な企業不祥事
5. 裁判所の特別な許可

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

最終完全親会社等の株主による()追及の訴え(多重代表訴訟)とは、法定の要件を満たす親会社の株主が子会社の取締役等の子会社に対する責任を追及する代表訴訟である。

1. 資本充実責任
2. 不法行為責任
3. 利益供与責任
4. 特定責任
5. 第三者責任

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株主総会の決議の取消しの訴えは、決議の日から()以内に提起しなければならない。

1. 10日
2. 1か月
3. 3か月
4. 2年
5. 4年

以上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問いについて、内容が正しい場合には「1」を、誤っている場合には「2」を、それぞれ解答しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。また、解答は、令和 6 年 4 月 1 日時点で施行されている条文によること。

問 1 100 万円の損害賠償を求める訴えを簡易裁判所に提起した後に、請求額を 150 万円に拡張した場合でも、簡易裁判所の管轄権が失われることはない。

問 2 貸金債権の支払いを求める訴訟において、原告の当事者能力の有無が不明である場合には、貸金債権の不存在について心証が形成されていたとしても、請求棄却の判決をすることはできない。

問 3 訴状に「請求を特定するのに必要な事実」の記載はあるが、「請求を理由づける事実」の記載が不十分である場合には、裁判所は、原告に補正を命じることができる。

問 4 弁論準備手続では、争点及び証拠の整理を行うために必要であれば、その限度で人証の取り調べをすることができる。

問 5 所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、原告が当該土地の使用を被告に許した事実を主張した場合、裁判所は、審理の結果、当該事実は真実と認められるとの心証にいたったときは、被告が当該事実を援用しなくても、当該事実を請求の当否の判断において斟酌すべきである。

問 6 公務員の職務上の秘密に関する文書について文書提出命令の申立てがあった場合、当該監督官庁の判断権を尊重するため、裁判所は当該監督官庁の承認を得なければ文書提出命令を出せない。

問 7 数量的に可分な不特定物の一定量の給付を求める訴訟において、裁判所は、原告の申立てを下回る数量の給付を命ずる判決をすることができる。

問 8 確認訴訟において被告が請求を認諾した場合には、原告の訴えは、確認の利益がないとして却下される。

問 9 係属中の訴訟の当事者と共同の利益を有する訴外第三者は、その当事者を選定当事者として選定することができる。

問 10 所有権に基づく引渡請求の本訴に対して、留置権の抗弁を主張している被告が、当該留置権の被担保債権の弁済を求める反訴を提起することは、関連性があり、適法である。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 訴えの取下げに関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 訴えの取下げは、書面で行わなければならないが、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日においては、口頭であることを妨げない。
- 2 訴えに対する終局判決が確定する前であれば、原告は、自由に、訴えを有効に取り下げることができる。
- 3 訴えが取り下げられると、訴訟係属は初めから生じなかったことになるので、相手方の反訴もその効力が失われる。
- 4 当事者の双方が口頭弁論や弁論準備手続の期日に出頭せず、後日に期日指定の申立てをしない場合であっても、訴えの取下げを擬制することはできない。
- 5 本案についての終局判決の後に訴えを取り下げたため、同一の訴えを再度提起することが許されないときは、その訴えにかかる実体的権利についても失権する。

問 12 訴えの利益に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 株主以外の者に新株引受権を与える旨の株主総会特別決議についての決議取消しの訴えは、同訴訟係属中に同決議に基づき新株の発行が行われた場合には、訴えの利益が消滅する。
- 2 計算書類等承認の株主総会決議取消しの訴えは、その計算書類等につき承認の再決議がされたなどの特別の事情がない限り、同訴訟係属中にその後の決算期の計算書類等の承認がされた場合であっても、訴えの利益は失われない。
- 3 取締役を選任する株主総会決議の不存在確認の訴えに、同決議が存在しないことを理由とする後任取締役の選任に係る株主総会決議の不存在確認の訴えが併合されている場合には、後の決議がいわゆる全員出席総会において行われたなどの特段の事情のない限り、先の決議の不存在確認の訴えについても、訴えの利益が認められる。
- 4 債務者が債権者に対して提起した、債務が存在しないことの確認を求める訴えは、当該債務の履行を求める反訴が提起されている場合でも、なお訴えの利益が認められる。
- 5 学校法人の理事会決議が無効であることの確認を求める訴えは、訴えの利益が認められる場合がある。

問 13 補助参加及び訴訟告知に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 補助参加の申出とともに再審の訴えを提起することは許されない。
- 2 補助参加人を証拠方法として取り調べることは可能であるが、この場合、当事者に準ずるものとして、当事者尋問の方法がとられる。

- 3 共同訴訟において、補助参加の利益が認められれば、共同訴訟人の1人が他の共同訴訟人を被参加人として補助参加することも認められるが、このような場合を特に共同訴訟的補助参加とよんでいる。
- 4 訴訟告知を受けた者が告知者の相手方当事者を被参加人として補助参加することは、許されない。
- 5 被参加人と親友であるという理由で補助参加した場合であっても、当事者から異議が述べられなければ、補助参加は許される。

問 14 控訴に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 控訴状に控訴の理由を記載しなかった場合、控訴人が控訴提起後50日以内に控訴理由書を控訴裁判所に提出しないと、控訴は不適法となる。
- 2 控訴人が控訴を取り下げると、第1審判決も失効する。
- 3 控訴審の最初の期日に「弁論の更新」がなされた際、当事者が「原判決事実欄摘示のとおり陳述する」と陳述した場合に、第1審で主張していない事実については、原判決の事実欄に記載があっても、控訴審で陳述したことにはならない。
- 4 被告の相殺の抗弁を認めて請求を棄却した原判決に対して、原告のみが控訴したときには、控訴審が原告の請求債権を不成立と判断した場合でも、被告側から控訴ないし附帯控訴がない限り、原判決を取り消すことは許されない。
- 5 第1審で全面勝訴した被控訴人は、控訴審で訴えを変更しあるいは反訴を提起するために、附帯控訴を提起することはできない。

問 15 訴えの変更に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 請求の基礎に変更をもたらす訴えの変更は、被告が異議なく応訴した場合であっても許されない。
- 2 原告が、建物甲の所有権確認請求訴訟において、所有権取得原因の主張を相続から時効取得に変更することは、訴えの変更にあたらぬ。
- 3 控訴審で訴えの変更をする場合、相手方の同意が必要である。
- 4 訴えの変更前に提出されていた訴訟資料を、訴えの変更により審判対象として追加された請求についての訴訟資料とするためには、いずれかの当事者の援用が必要である。
- 5 裁判所は、訴えの変更を不当と認めるときは、新請求を棄却する判決をしなければならない。

問 16 期間に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 裁判所は、法定期間を短縮することはできない。
- 2 裁判所は、遠隔の地に住所又は居所を有する者のためであっても、不変期間を伸長することはできない。

- 3 訴訟能力の欠缺は、2週間の不変期間内に補正されなければならない。
- 4 公示送達は、公示送達の掲示を始めた日の翌日に、その効力を生ずる。
- 5 裁判長は、特定の事項に関する証拠の申出をすべき期間を定めることはできるが、答弁書の提出をすべき期間を定めることはできない。

問 17 専門訴訟に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 手術中の過失が争点となっている医療事故訴訟において、実際に当該手術に立ち会っていた医師に、証拠方法として手術の経過を陳述させる場合、その手続は鑑定のものによる。
- 2 当事者が裁判外で専門家に専門的知見に基づく評価・判断を依頼し、その結果を書面で訴訟に提出する場合、この書面の作成者に対して、鑑定人に対するのと同様の質問権が当事者に与えられる。
- 3 鑑定は、裁判所の専門的知見を補うための証拠方法であるが、職権で採用することはできない。
- 4 専門委員は、裁判所の専門的知見を補うという役割を果たすにとどまるから、証人に対して直接質問をすることは許されない。
- 5 専門委員は、鑑定人と異なり、専門的な評価・判断を下すわけではないので、その除斥事由は鑑定人のそれよりも狭い。

問 18 書証に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 民事訴訟において当事者が相手方当事者の主張を争うのは自由であるから、相手方が提出した文書が真正に成立したものであることを知りながら、その成立を争ったとしても、制裁を受けることはない。
- 2 訴え提起後に挙証者自身が作成した文書は、相手方の反対尋問の機会を奪うことになるので、証拠能力は認められない。
- 3 文書提出命令の申立てが、証拠調べの必要性を欠くことを理由に却下された場合には、申立人は即時抗告をすることができる。
- 4 原告からの申立てに基づき、第三者の所持する文書について文書提出命令が発令された場合には、被告は即時抗告をすることはできない。
- 5 民事訴訟の当事者が提出義務のある文書を故意に破棄した場合には、裁判所は、その文書によって証明すべき事実についての相手方当事者の主張を真実と認めなければならない。

問 19 証人尋問に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 当事者の法定代理人は証人になりうる資格を有しない。
- 2 証人尋問は、できる限り、争点及び証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

- 3 証人は、特段の事情がない限り、自ら用意した書類に基づいて証言をしなければならない。
- 4 証人が証言を拒絶する場合には、その理由を疎明しなければならない。
- 5 訴訟能力がない者にも、証人能力は認められる。

問 20 複数請求訴訟に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1つの訴えで数個の請求について審判を求める場合には、その判決の基礎が同一でなければならない。
- 2 被告の補助参加人は、被告のために反訴を提起することができる。
- 3 反訴の提起は、訴訟手続を著しく遅延させることを理由に、不適法とされることはない。
- 4 売買代金請求と貸金返還請求は、請求相互間に実体法上の関連性がないので、客観的併合をすることができない。
- 5 所有権に基づく土地明渡請求訴訟において、原告は、当該土地の境界（筆界）の確定を求める中間確認の訴えを提起することができない。

以 上

【刑事訴訟法】

第1問

次のアからオまでの各手続のうち、その手続に関して裁判官の裁判が必要となるものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

- ア 私人が、殺人行為に及んだ者を現行犯逮捕する場合
 - イ 司法警察員が、殺人を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある者を緊急逮捕する場合
 - ウ 検察官が、殺人を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある者を緊急逮捕する場合
 - エ 殺人の事実で勾留中に起訴された者につき、引き続き同じ事実で勾留する場合
 - オ 窃盗の事実で逮捕中に起訴された者につき、同じ事実で勾留する場合
- 1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第2問

捜査の端緒に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 検視は、検察官のみに認められた権限であるから、検察官は、検察事務官又は司法警察員に検視の処分をさせることはできない。
 - イ 検視においては、死体のエックス線検査をすることはできない。
 - ウ 自首は書面でしなければならない。
 - エ 自首は、司法警察員のみならず、検察官にすることもできる。
 - オ 警察官が、職務質問の際、承諾を得て所持品検査をし、覚醒剤を発見した場合、任意提出を拒まれたとき、差押許可状を取得しない限り、同覚醒剤を差し押さえることはできない。
- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第3問

逮捕に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- 1 司法巡査は、通常逮捕の逮捕状を請求することも、逮捕状により被疑者を逮捕することもできない。
- 2 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、逮捕状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し、被疑事実の要旨と逮捕状が発せられている旨を告げて、被疑者を逮捕することができる。
- 3 通常逮捕の逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、常に逮捕状を発付する必要がある。
- 4 緊急逮捕の要件としての罪を犯したと疑うに足りる「充分な理由」があるか否かの判断においては、逮捕後に生じた状況を資料とすることが許される。
- 5 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに差押えをすることができる。

第4問

勾留理由開示に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 被告人の勾留については、勾留の理由の開示を請求することはできない。
- イ 被疑者の配偶者は、勾留の理由の開示を請求することができる。
- ウ 勾留の理由の開示は、公開の法廷でしなければならない。
- エ 検察官が出頭しないときは、勾留理由開示の法廷を開くことはできない。
- オ 勾留の執行停止により釈放されている被疑者も、勾留の理由の開示を請求することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第5問

次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることが認められている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する下記アからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から5までのうちから選びなさい。

【見解】

- Ⅰ 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いので、合理的な証拠収集手段として認められる。
 - Ⅱ 逮捕者の身体の安全を図る必要があり、また、被逮捕者による証拠隠滅を防ぐ必要があるために認められる。
- ア 見解Ⅰによると、被逮捕者が逮捕した現場から逃走した場合でも、引き続きその現場の捜索が可能であると考えることができる。
 - イ 見解Ⅰによると、捜索・差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に限られないことになる。
 - ウ 見解Ⅰによると、被逮捕者の身体を捜索する場合、被逮捕者を逮捕した現場で直ちに捜索を実施することが適当でないときであっても、捜索の実施に適する最寄りの場所まで連行して捜索することは許されないことになる。
 - エ 見解Ⅱによると、差押えの対象は、被逮捕者の身体及びその直接の支配下にある範囲の証拠物に限られると考えることができる。
 - オ 見解Ⅱによると、「逮捕の現場」とは逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ範囲内の場所と考えることになる。

- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第6問

身体の検査、捜索等に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 身体検査令状により身体を検査をすることができる対象は、被疑者に限られている。
- イ 身体の拘束を受けている被疑者の足型を採取するには、常に身体検査令状によらなければならない。
- ウ 身体検査令状により女子の身体を検査する場合には、女性の医師を立ち合わせなければならない。
- エ 強制採尿のための捜索差押令状には、強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない旨の条件の記載が不可欠である。
- オ 身柄を拘束されていない被疑者を採尿場所へ任意に同行することが事実上不可能であるとしても、強制採尿のための捜索差押令状により、被疑者を採尿に適する最寄りの場所まで連行することはできない。

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第7問

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、法律上許されないものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

- ア 強盗の被疑事実により勾留中の被疑者について、保釈を許可すること
- イ 強盗の公訴事実により勾留中の被告人について、保釈を許可すること
- ウ 保釈の請求がないまま、勾留中の被告人について、保釈を許可すること
- エ 逃亡のおそれがある勾留中の被告人について、保釈を許可すること
- オ 検察官に意見を述べる機会を与えないまま、勾留中の被告人について、保釈を許可すること

1 1個 2 2個 3 3個 4 4個 5 5個

第8問

刑事訴訟法第39条第3項は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員（中略）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。」と規定する。次の【事例】につき、検察官等が同項の指定権を行使することができるか否かについて述べた後記1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

Xは、令和6年5月10日、甲市で発生した強盗事件（①事件）で逮捕され、5月13日に勾留された後、6月1日、強盗罪で起訴された。①事件の捜査中、Xに甲市で発生した殺人事件（②事件）の被疑者である嫌疑が生じたため、起訴後に勾留されていたXは、6月4日以降、②事件について任意で取り調べられた。その後、Xは6月10日、②事件で逮捕され、6月13日に勾留された後、7月1日、殺人罪で起訴された。

Xの妻は、5月10日、弁護士Aを①事件の辩护人として選任し、6月5日、弁護士Bを②事件の辩护人として選任した。

- 1 5月10日の辩护人Aによる初回の接見について、指定権を行使できる場合がある。
- 2 5月14日の辩护人Aによる接見について、指定権を行使できる場合がある。
- 3 6月5日の辩护人Aによる接見について、指定権を行使できる場合がある。
- 4 6月14日の辩护人Aによる接見について、指定権を行使できる場合がある。
- 5 6月20日の辩护人Bによる接見について、指定権を行使できる場合がある。

第9問

即決裁判手続に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- 1 検察官は、公訴を提起しようとする殺人被疑事件について、事案が明白であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。
- 2 検察官は、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなくても、即決裁判手続の申立てをすることができる。
- 3 即決裁判手続による公判期日については、被告人に辩护人がいなくても、これを開くことができる。
- 4 裁判所が即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、少なくとも刑の一部について執行猶予の言渡しをしなければならない。
- 5 裁判所は、即決裁判手続による審判の決定があった事件については、できる限り、即日判決の言渡しをしなければならない。

第10問

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 裁判所は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。
- イ 公判前整理手続は、その重要性に鑑み、公開の法廷で行わなければならない。
- ウ 公判前整理手続は、予断防止の観点から、事件の審理に関与すべき裁判官以外の裁判官が主宰する。

エ 被告人は、事件が公判前整理手続に付されたときは、事件の争点及び証拠を整理するために公判前整理手続に出頭しなければならないが、被告人が出頭しないときは、その手続を行うことができない。

オ 公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第11問

第一審の被告人質問に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

ア 被告人質問を実施するためには、証拠調べの請求や決定を必要としない。

イ 被告人は、供述を拒む場合、その理由を明らかにする必要はない。

ウ 被告人質問は、他の証拠が全て取り調べられた後に行わなければならない。

エ 被告人質問は、まず弁護人が質問し、次いで検察官が質問するという順番による必要がある。

オ 被告人が任意に供述をする場合には、共同被告人の弁護人は、裁判長に告げて、被告人の供述を求めることができる。

1 アイウ 2 アイオ 3 アウエ 4 イエオ 5 ウエオ

第12問

次の【見解】を前提とした場合、次のアからオまでの各記述のうち、厳格な証明を要する事実として正しいものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調べを経た証拠による証明（厳格な証明）を要する。

ア 傷害事件において、被告人が争っていない暴行事実

イ 事後強盗事件において、被告人に罪跡を隠滅する目的があった事実

ウ 共謀共同正犯における共謀の事実

エ 被告人が自首した事実

オ 勾留の要件である被告人が定まった住居を有しない事実

1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第13問

次のⅠからⅢまでの【見解】は、刑事訴訟法第319条第1項が、「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。」として、一定の自白について証拠能力を否定している根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】に関する下記アからオまでの各記述のうち、明らかに誤っているものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

- I 任意性のない自白は、その内容が虚偽であるおそれがあり、誤判防止のために排除されるべきである。
- II 任意性のない自白は、黙秘権等を保障するために排除されるべきである。
- III 任意性のない自白は、違法な手続により得られた結果として排除されるべきである。
- ア 見解 I は、自白を証拠とすることができるかどうかの基準について、虚偽の自白を誘発するおそれがあったか否かであると考ええる。
- イ 見解 I に対しては、任意性のない自白であっても、その内容が真実であれば証拠として許容される可能性があるのではないかという批判がある。
- ウ 見解 II は、自白を証拠とすることができるかどうかの基準について、供述の自由の制約があったか否かであると考ええる。
- エ 見解 II に対しては、供述者の主観的な心理状態に関する事実認定が困難ではないかという批判がある。
- オ 見解 III に対しては、違法の程度の認定が困難ではないかという批判がある。
- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第14問

伝聞証拠に関する次のアからオまでの各記述のうち、証拠とすることができる要件に差異のない書面の組合せが記載されたものは幾つあるか。後記1から5までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 司法警察員の面前における被害者の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるものと、検察官の面前における被害者の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
- イ 司法警察員の面前における被告人の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるものと、検察官の面前における被告人の供述を録取した書面で同人の署名及び押印のあるもの
- ウ 被告人が作成した供述書で同人の署名及び押印のあるものと、被告人が作成した供述書で同人の署名及び押印のいずれもないもの
- エ 司法警察員が作成した検証調書と、司法警察員が作成した実況見分調書
- オ 戸籍謄本と商業帳簿
- 1 0個 2 1個 3 2個 4 3個 5 4個

第15問

再審に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選びなさい。

- 1 有罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見したときは、無罪の言渡しをした確定判決に対しても、再審の請求をすることができる。
- 2 検察官は、有罪の言渡しをした確定判決に対して、その言渡しを受けた者の利益のために、再審の請求をすることはできない。

- 3 有罪の言渡しを受けた者が死亡した場合、その者の子が再審の請求をすることはできない。
- 4 有罪の言渡しを受けた者は、再審の請求をする場合、弁護人の選任をすることはできない。
- 5 再審の請求を受けた裁判所は、再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならず、再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

以 上